

タウンミーティング（庄内地区）

「地区における課題及び要望」に対する回答（当日要望追加）

開催日： 令和元年10月9日（水） 19:30～

開催地域： 庄内地区（庄内公民館開催）

地区における課題及び要望	回 答 (現在の状況や今後の方針)	担当部署
<p>介護に関する課題及び要望</p> <p>1. 介護施設入居待機者の解消について 在宅での介護生活が困難になると施設への入所を考えなくてはなりません。特別養護老人ホームは、寝たきりや重い認知症など常時介護が必要な人が対象で要介護3以上の人ですが、待機者が多くなかなか入所出来ないのが現状です。入所できない実態と解消方法について、お尋ねいたします。</p> <p>2. 優秀な介護職員の確保と研修体制について 高齢者の皆様が自分らしく日常を送れるよう必要なサービスを提供して支えるのが介護だと考えますが、サービスが十分でないという高齢者の方々からの意見があります。各施設の介護職員の方々にはどのような研修体制や指導を行っているのか、お尋ねいたします。</p>	<p>特別養護老人ホームなど介護保険施設の整備については、3年毎に策定する介護保険事業計画において、整備する施設（サービス種別）と定員数を決定することとなっております。第7期介護保険事業計画（H30～R2）では、認知症グループホームを2施設整備しました。今後は、R2年度中に策定する第8期介護保険事業計画（R3～R5）において、入所待機者数、保険料上昇への影響、要介護認定者数の伸びの見込み等を考慮し整備方針を決定することとなります。</p> <p>介護保険サービスについては、サービス毎に人員の配置基準・必要な資格・終了すべき研修が設けられています。また、サービス事業所は資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならないこととされています。これらを踏まえ、市としては県と連携し、定期的に実地指導を行い、悪質な事例があれば、監査に切り替え指導を行っております。今後とも、適正なサービスの提供体制構築のため指導を行ってまいります。</p>	<p>長寿介護課 0897-52-1308</p>
<p>（追加）</p> <p>○スタッフの人員配置はどのように</p> <p>○リハビリの内容と頻度、リハビリの専門員の配置は</p> <p>○医療面体制、特に夜間の緊急対策の実態</p> <p>○介護計画づくりや介護職員の指導はどうなっているか。</p> <p>○活動成果の報告会などの設置を考えてみてはどうか。</p>	<p>厚生労働省がサービス種別ごとに定めた施設職員の人員、設備及び運営に関する基準に基づき、人員配置が行われています。</p> <p>リハビリの内容と頻度は、入所者の心身の状況等に応じてケアマネジャーが判断しています。</p> <p>リハビリの専門員の配置は、上記スタッフの人員配置のとおりとなります。</p> <p>人員、設備及び運営に関する基準により、あらかじめ医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めなければならないこととなっております。</p> <p>県と連携し、定期的に実地指導を行い、悪質な事例があれば、監査に切り替え指導を行っております。</p> <p>市が指定権限を持つ地域密着型サービスについては、活動状況等の報告を行う運営推進会議を設置することとなっております。しかし、特別養護老人ホームや介護老人保健施設については、県が指定権限を持っており、国の基準においても報告を行う会議の設置の義務付けはありません。</p> <p>人員配置やケアプランを含め、施設が行うサービス提供等についての苦情相談は、市の長寿介護課でも取り扱っていますので、具体的な内容を教えていただければ、指導等を行いますので、窓口にご相談ください。</p>	
<p>3. 「地域包括支援センターサブセンター西部」について 新たに「地域包括支援センターサブセンター西部」を東予総合支所内に開設されましたが、地域包括支援センターの役割をお尋ねします。</p>	<p>平成30年4月、東予・周桑地域の相談窓口として、東予総合支所内に「地域包括支援センター サブセンター西部」を開設しました。</p> <p>「地域包括支援センター」は、高齢者の暮らしを地域でサポートするための拠点として自治体などが設置することとされ、保健師や社会福祉士、主任介護支援専門員を配置し、介護だけでなく、医療、保健など、さまざまな分野の関係機関と連携して、高齢者の生活の不安や悩みのほか、要介護認定や介護サービスの利用などの相談を受付けています。</p>	<p>包括支援課 0897-52-1412</p>
<p>（追加）</p> <p>○地域包括支援センターと社会福祉協会在宅福祉課の仕事の違いについて</p>	<p>地域包括支援センターでは、介護予防事業や健康づくりの支援を行うほか、高齢者の財産や権利を守ること及び地域の高齢者を見守るネットワークづくりや地域づくりを行っています。高齢者に関する相談窓口として、事業所や必要なサービスにつないでいます。</p> <p>社会福祉協会在宅福祉課では、支援が必要な高齢者や障がいのある方に対して在宅福祉サービスを提供するとともに、地域ニーズを把握して新たなサービスに結びつけています。また、居宅介護支援事業としてケアプランの作成や介護認定申請の代行や支援及び訪問介護事業としてホームヘルパーによる通所介護事業（デイサービス）等を行っています。</p>	